

第4回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

■ 事業報告

企業集団の現況に関する事項
財産及び損益の状況の推移
対処すべき課題
主要な事業内容
主要な営業所
企業集団の使用人の状況
主要な借入先の状況
その他株式会社の現況に関する重要な事項
株式に関する事項
新株予約権等に関する事項
会社役員に関する事項
責任限定契約の内容の概要
社外役員に関する事項
会計監査人に関する事項
会社の体制及び方針
剰余金の配当等の決定に関する方針

■ 連結計算書類

連結財政状態計算書
連結損益計算書
連結持分変動計算書
連結注記表

■ 計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

■ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
計算書類に係る会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告書

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.appier.com/ja/>) に掲載することにより、株主の皆様へ提供しております。

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

	第1期 2018年12月期	第2期 2019年12月期	第3期 2020年12月期	第4期 2021年12月期 (当連結会計年度)
売上収益	6,290,557	7,219,735	8,970,097	12,660,811
税引前損失(△)	△1,963,946	△2,253,407	△1,557,319	△1,170,072
親会社の所有者に帰属する 当期損失(△)	△1,949,589	△2,349,727	△1,453,637	△1,178,518
基本的1株当たり損失(△)	△21.48円	△25.89円	△16.02円	△11.97円
総資産額	3,310,928	12,136,656	12,393,748	31,205,573
親会社の所有者に帰属する持分	△4,246,189	△6,513,598	7,668,168	22,835,688
1株当たり親会社所有者 帰属持分	△46.78円	△71.77円	84.49円	225.73円

(注) 2021年1月29日付で、当社の唯一の株主であったAppier Holdings, Inc.に対し普通株式90,761,489株の株式無償割当を行いました。これに伴い、第1期の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定して1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり損失を算定しております。

(2) 対処すべき課題

① 研究開発体制の強化

当社グループの事業領域であるAI関連の技術は、将来的な利用可能性の高さから世界的に研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社グループが事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。

そのためには、さらなる優秀な人材の確保及び研究開発への投資、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が不可欠であると認識しております。優秀な人材を確保し積極的に採用するとともに、研究開発への投資を継続的に実施し、より強固な開発体制の構築に努めて参ります。

② 営業体制の強化

当社グループのサービスはエンタープライズ向けであり、その販売には顧客企業の経営課題の適切な理解とそれに基づき適切にAIプラットフォームを活用したソリューションの提案が必要となります。また、見込み顧客の獲得や、契約獲得後のオンボーディング、既存顧客向けの高品質なカスタマーサクセスの提供も重要であります。このような認識に基づき、当社グループでは優秀なマーケティング・営業・カスタマーサクセス人材の採用と、適切なトレーニングの提供による生産性の向上に努めて参ります。

また、当社グループの最大の売上収益を占めるソリューションはCrossXですが、引き続き、他のソリューションの販売も強化し、ソリューション別でバランスの取れた売上収益構成を目指していきます。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは、既存の拠点に加えて、アジア全域及び欧米への更なる展開を企図しております。そのため、多数国における事業展開に見合った経営管理体制の構築・強化を図るとともに、財務報告の適切性確保、リスク管理及び内部統制の強化等が重要な課題であると考えております。このため、子会社管理を統一的に実施するべく、人材の採用を含むバックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んで参ります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、顧客企業へのサービス提供の遂行過程において、顧客企業の機密情報や顧客企業のユーザーに関する情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を徹底することが信頼確保の観点から重要であると考えております。現在、社内にて個人情報やデータの保護に関する各種の方針を設定し、当社グループ内に周知し情報管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施等を継続して行って参ります。

⑤ 財務基盤の強化

当社グループは、当社の設立以降の4事業年度にわたって営業損失及び当期損失を計上しておりますが、製品・サービスの開発、顧客企業基盤の拡大、事業領域や市場の拡大を重視しているため、今後も積極的に投資を行っていく方針です。直接金融、間接金融を活用し、資本市場とのコミュニケーションを深め、事業展開に見合った財務基盤の強化を図って参ります。

(3) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

最先端の機械学習を活用した AI 技術によって、マーケティングとセールスの領域において、企業の持つデータが真の価値を発揮することを可能にする AI プラットフォームの提供

(4) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

名称	所在地
Appier Japan株式会社	東京都港区
Appier Pte. Ltd.	シンガポール
Appier, Inc.	台湾台北市

(5) 企業集団の使用人の状況 (2021年12月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
574名	95名増

(6) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
Citibank Taiwan Limited	1,496,881 千円
株式会社三井住友銀行	300,000 千円
株式会社みずほ銀行	300,000 千円

(7) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 発行可能株式の総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 101,164,657株

(3) 当期末株主数 8,657名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
PLAXIE INC	17,139,610	16.94
SEQUOIA CAPITAL INDIA INVESTMENTS IV	9,975,370	9.86
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,366,711	5.30
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	4,860,300	4.80
CHIA-YUNG SU	3,960,720	3.91
GLOBAL PREMIER GROUP LIMITED	3,338,970	3.30
TA STRATEGIC PTE.LTD.	2,981,120	2.94
HIPPO TECHNOLOGY INVESTMENT COMPANY LIMITED	2,938,810	2.90
HIPPO II TECHNOLOGY INVESTMENT COMPANY LIMITED	2,693,970	2.66
GSEN APPIER CLIENT ASSET ACCOUNT	2,594,274	2.56

(注) 1. 当社は、自己株式を保有していません。

2. 2021年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、GLOBAL PREMIER GROUP LIMITEDの保有株式数は2021年3月30日現在で5,564,950株（保有割合5.57%）と記載されております。

3. 新株予約権等に関する事項 (2021年12月31日現在)

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数(個)	231,670個
保有者数(名) 当社取締役	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 231,670株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年2月1日から2031年1月31日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注)

(注) 本新株予約権者が以下の理由で従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント(以下、総称して「役務提供者」という。)でなくなった場合、本新株予約権は以下の条件に従うものとする。

- (a) 本新株予約権者が辞職又は辞任した場合、役務提供者としての最終日までに行使可能となった新株予約権はすべて失効するものとする。本新株予約権者は、行使可能となっていない本新株予約権を役務提供者としての最終日付で放棄したものとみなす。
- (b) 本新株予約権者が退職した場合(但し本条(a)の場合を除く)、行使可能となった新株予約権は役務提供者が退職した日から30日以内に行使することができるものとし、30日経過後に失効するものとする。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合((d)に規定するものを除く。)、本新株予約権者の相続人は、当該本新株予約権者が死亡した日の翌日から90日以内に本新株予約権を行使することができるものとし、90日経過後に失効するものとする。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に、労働災害に基づく身体障害又は死亡により役務の提供を継続できない場合、本新株予約権者又はその相続人は、当該事由により役務提供者が退職した日又は死亡した日の翌日から90日以内にすべての新株予約権を行使することができるものとし、90日経過後に失効するものとする。
- (e) 本新株予約権者が解雇された場合、行使可能となった新株予約権は役務提供者が解雇通知を受領した日又は解雇された日のいずれか早い日から30日以内に行使できるものとし、当該日から30日経過後に失効するものとする。行使可能となっていない本新株予約権は当該日付で失効するものとする。

(2) 当事業年度中に当社子会社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	第1回新株予約権
発行決議の日	2021年1月29日及び2021年1月30日
新株予約権の数(個)	1,940,820個
交付者数(名) 当社子会社従業員 コンサルタント	445名 3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 1,940,820株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年2月1日から2031年1月31日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注)

名称	第2回新株予約権
発行決議の日	2021年8月5日
新株予約権の数(個)	36,770個
交付者数(名) 当社子会社使用人	34名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 36,770株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年8月20日から2031年8月19日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注)

(注) 本新株予約権者が以下の理由で従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント(以下、総称して「役務

提供者」という。) でなくなった場合、本新株予約権は以下の条件に従うものとする。

- (a) 本新株予約権者が辞職又は辞任した場合、役務提供者としての最終日までに行使可能となった新株予約権はすべて失効するものとする。本新株予約権者は、行使可能となっていない本新株予約権を役務提供者としての最終日付で放棄したものとみなす。
- (b) 本新株予約権者が退職した場合(但し本条(a)の場合を除く)、行使可能となった新株予約権は役務提供者が退職した日から30日以内に行使することができるものとし、30日経過後に失効するものとする。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合((d)に規定するものを除く。)、本新株予約権者の相続人は、当該本新株予約権者が死亡した日の翌日から90日以内に本新株予約権を行使することができるものとし、90日経過後に失効するものとする。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に、労働災害に基づく身体障害又は死亡により役務の提供を継続できない場合、本新株予約権者又はその相続人は、当該事由により役務提供者が退職した日又は死亡した日の翌日から90日以内にすべての新株予約権を行使することができるものとし、90日経過後に失効するものとする。
- (e) 本新株予約権者が解雇された場合、行使可能となった新株予約権は役務提供者が解雇通知を受領した日又は解雇された日のいずれか早い日から30日以内に行使できるものとし、当該日から30日経過後に失効するものとする。行使可能となっていない本新株予約権は当該日付で失効するものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(2) 社外役員に関する事項

① 社外役員以外の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 監査等委員	アビーク・アナンド Abheek Anand	Sequoia Capital (India) Singapore Pte. Ltd. Managing Director Cue Learn Private Limited. Director My Cash Fintech Pte. Ltd. Director Hmlet Pte. Ltd. Director Grofers International Pte. Ltd. Director Beam Mobility Holdings Pte. Ltd. Director GudangAda Investment Pte. Ltd. Director Incomlend Pte. Ltd. Director Tulp Street Pte. Ltd. Director PPLingo Holdings Limited. Director Appier Pte. Ltd. Director Incomlend Holdings Pte. Ltd. Director Clare.ai Limited. Director Aisa Wealth Platform Pte. Ltd. Director Milko Grocery Holdings Pty Ltd Director	重要な兼職先と当社との間で、重要な取引等はありません。

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 監査等委員	卓 璟衡 Jean Thoh Jing Herng	UOB Venture Management Private Limited. Executive Director UOB Bioventures Management Pte. Ltd. Director SZVC UOB Venture Management Co., Ltd. Director Respera Inc. Director AI Education Inc. Director SEA HC EBI Pte. Ltd. Director ID EBI Pte. Ltd. Director PT Etana Biotechnologies Indonesia Director SEA HC Co-GP Limited. Director SEA HC GP Pte. Ltd. Director SEA Healthcare Fund VCC. Director	重要な兼職先と当社との間で、重要な取引等はありません。
取締役 監査等委員	本村 天	TGVest Capital Managing Director TGVest Capital 株式会社 代表取締役 ニューフロンティアキャピタルマネジメント株式 会社 CVC投資マネージャー	重要な兼職先と当社との間で、重要な取引等はありません。
取締役 監査等委員	簡 立峰 Lee-Feng Chien	iKala Interactive Media Inc. Director	重要な兼職先と当社との間で、重要な取引等はありません。
取締役 監査等委員	尾下 大介	CrossOver法律事務所 代表弁護士 株式会社OKAN 監査役 株式会社REAPRA 監査役 株式会社イッセイ ミヤケ 監査役	重要な兼職先と当社との間で、重要な取引等はありません。

(注) いずれの兼職先も、当社と特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況等
取締役 監査等委員	アビーク・アナンド Abheek Anand	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち10回に出席いたしました。 取締役会において、ベンチャーキャピタルのManaging Directorとしての職務経験・知見に基づき、経営全般についての発言を行っております。 監査等委員会においても、上記の経験・知見から適宜必要な発言を行っております。
取締役 監査等委員	卓 璟衡 Jean Thoh Jing Heng	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。 取締役会において、ベンチャーキャピタルのExecutive Directorとしての職務経験・知見に基づき、経営全般についての発言を行っております。 監査等委員会においても、上記の経験・知見から適宜必要な発言を行っております。
取締役 監査等委員	本村 天	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 取締役会において、ベンチャーキャピタルのManaging Directorとしての職務経験・知見に基づき、経営全般についての発言を行っております。 監査等委員会においても、上記の経験・知見から適宜必要な発言を行っております。
取締役 監査等委員	簡 立峰 Lee-Feng Chien	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 取締役会において、コンピューターサイエンス関連分野の豊富な見識及びGoogle LLCの台湾オフィスにおけるマネジメント経験・知見に基づき、意思決定の適正性・法令適合性・妥当性等を確保するための発言を行っております。 監査等委員会においても内部統制、内部監査、IT監査等につき適宜必要な発言を行い、監査意見の集約等に努めております。
取締役 監査等委員	尾下 大介	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 取締役会において、弁護士及び公認会計士としての職務経験・知見に基づき、経営全般及びコーポレート・ガバナンスについての発言を行っております。 監査等委員会においても、上記の経験・知見から適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 社外役員に関する事項

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積額の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をすることとしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwCあらた有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、国内及び海外募集に伴うコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

(4) 監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、専門性、独立性、組織体制及び監査実績から総合的に判断し、会計監査人を選定しております。監査等委員会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、会社法第340条第1項各号の定める項目に該当し、かつ相当と認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後、最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を以下のとおり決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 「Regulations of Board of Directors (取締役会規程)」を始めとする社内規程類を制定し、社内ポータルに公開することで周知徹底を図っております。
 - (b) 代表取締役CEO 直轄の独立組織である内部監査人による内部監査を実施し、法令や定款、社内規程等に基づく業務執行が行われているかを確認するとともに、発見された課題については随時改善を図っております。
 - (c) Legal Department をコンプライアンスの統括部署として、新入社員に対しては入社時研修の中で、既存の社員に対しては年1回コンプライアンス研修を開催しております。外部機関が提供する研修等も活用し、役社員のコンプライアンスに対する理解及び意識を醸成して参ります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に関する文書、帳票類、電磁的記録等の各種情報を「Regulations for Handling of Documents (文書管理規程)」に基づき、機密度に応じて分類の上、保存・管理しております。
 - (b) 取締役は、当該文書及び記録を常時閲覧することができます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役及び各Department Lead (部門長) は、会社の事業目的を公正かつ効率的に達成するため、以下の取り組みを行っております。

 - (a) 当社の事業に深刻かつ長期的な影響を及ぼしうる事象に対応するため、事業の妨げになるリスクを最小化するための対策を講じること
 - (b) 金融商品取引法に基づく内部統制報告システムに従い、財務報告への信頼性をより一層高めるため、当社グループの全社的な内部統制や重要な事業プロセスの文書化、評価及び改善に取り組むこと
 - (c) 効果的かつ効率的な事業プロセス構築や資産の適切な取得並びに処分手続等、当社の事業プロセスの質を向上するために必要なシステムを維持及び強化すること

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役で構成する定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び「Regulations of Board of Directors (取締役会規程)」に則り、重要事項について審議・決定を行い、また業務執行取締役からの報告を受け、業務執行状況についての監督を行っております。
 - (b) 「取締役会規程」をはじめとした社内規程類を整備し権限及び責任を明確化することにより、適切かつ効率的な意思決定体制を構築しております。
 - (c) 常勤取締役及びOfficer並びにオブザーバーとしての監査等委員会の議長及びInternal Auditorで構成される「Executive Meeting (経営会議)」を設け、「Regulation of Executive Meeting (経営会議規程)」に従い取締役会決議事項その他の重要事項について検討しております。
 - (d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「Regulations for Segregation of Duties (業務分掌規程)」及び「Regulations for Roles, Responsibilities, and Authorities (職務権限規程)」に基づき職務執行の分担及び権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 内部監査人は、当社及び関係会社の業務運営が法令、定款、社内規程類等を順守しているか確認するため、定期的に内部監査を実施しております。内部監査結果は改善点や修正点と共に代表取締役CEO及び監査等委員に報告されております。
- ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき事務局に関する事項、当該事務局員の独立性に関する事項及び当該事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 内部監査人を監査等委員会の事務局と定め、当該事務局に対する指揮命令権限は監査等委員に専属させております。当該業務に関しては他のいかなる役職員の指揮命令系統にも従わないものとしております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項や内部監査の実施状況を速やかに報告するとともに、監査等委員会からの要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行うものとします。

(b) 「Policy and Procedures for Whistle-blowing System (内部通報制度運営方針)」を制定し、その定めに基づく運用により、適切な報告体制を確保するとともに、当該制度を利用して報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告を理由とした不利な取扱いを行わないものとします。

⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行う他、代表取締役CEO、内部監査人とも随時情報交換を行っております。

監査等委員会がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、これに応じるものとします。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制を整備・運用し、モニタリング体制を通して内部統制上の問題（不備）が把握された場合には、適時・適切に報告される体制を整備しております。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを実践するために、「Regulations for Compliance (コンプライアンス規程)」を定めており、その中で反社会的勢力との関係及び取引を行うことを禁じております。また、当社グループにおける方針・基準として、「Regulations for Measures Against Anti-Social Forces (反社会的勢力対応規程)」を定めております。これらを受け、入社タイミングに加えて年1回実施しているコンプライアンス研修等の機会を活用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「Regulations for Measures Against Anti-Social Forces (反社会的勢力対応規程)」及び「Anti-social Forces Elimination Procedures (反社会的勢力排除運営方針)」を制定し、所管部署はLegal Departmentとして運用を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための基本方針に基づき、企業としての業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めるため、以下の具体的取り組みを行っております。

- ① 取締役会は、取締役9名で構成され、監査等委員（全員が社外取締役）も毎回出席しております。当事業年度（2021年1月～2021年12月）において取締役会は16回開催され、「Regulations of Board of Directors（取締役会規程）」に基づき、各議案についての審議及び決定、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定の迅速化及び監督の実効性は確保されております。
- ② コンプライアンス研修については、年1回定期的に実施しており、「Regulations for Compliance（コンプライアンス規程）」等の周知、徹底を実施しております。
- ③ 内部監査人は、当社も含めたグループ各社の業務運営が法令、定款、社内規程類等を順守しているか確認するため、定期的に内部監査を実施しております。内部監査結果は改善点と共に代表取締役CEO及び監査等委員に報告されております。また、監査等委員は、監査法人、並びに内部監査担当者と必要に応じて会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。
- ④ 反社会的勢力を排除するため、「Regulations for Measures Against Anti-Social Forces（反社会的勢力対応規程）」及び「Anti-social Forces Elimination Procedures（反社会的勢力排除運営方針）」に基づき、Legal Departmentを所管部署として運用を行っております。また、反社会的勢力排除に関して外部機関と連携し、指導を受けるとともに情報収集を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、利益配当も検討する所存であります。

しかし、当社は設立以来配当を実施しておらず、また、今後も積極的な事業展開と成長投資に資金を投下していくため、当面は配当を実施せず、事業展開に備えた資金の確保を優先する方針であります。内部留保資金については、財務体質の強化と営業・研究開発人員の増員等の事業成長のための投資に活用する方針であります。なお、将来においても安定的な収益の獲得が可能であり、かつ、事業展開に備えた資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討して参ります。

なお、剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産)		(負債)	
流動資産	24,483,964	流動負債	5,750,173
現金及び現金同等物	6,560,906	借入金	2,096,881
定期預金	14,939,084	契約負債	97,685
契約資産	889,153	営業債務	1,477,760
営業債権	1,921,124	その他の債務	1,489,481
その他の債権	69,733	未払法人所得税	18,270
その他の流動資産	103,964	リース負債	492,672
非流動資産	6,721,609	その他の流動負債	77,424
有形固定資産	138,885	非流動負債	2,619,712
使用権資産	3,045,855	引当金	50,940
のれん及び無形資産	2,977,175	繰延税金負債	10,040
繰延税金資産	180,548	リース負債	2,558,732
その他の金融資産	379,146	負債合計	8,369,885
		(資本)	
		親会社の所有者に帰属する持分	22,835,688
		資本金	7,526,244
		資本剰余金	23,644,664
		利益剰余金	△9,494,299
		その他の資本の構成要素	1,159,079
		資本合計	22,835,688
資産合計	31,205,573	負債及び資本合計	31,205,573

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。以下同様)

連結損益計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額
売上収益	12,660,811
売上原価	△6,421,903
売上総利益	6,238,908
販売及びマーケティング費用	△4,321,576
研究開発費	△1,710,537
一般管理費	△1,349,082
その他の収益	27,881
その他の費用	△2,463
営業損失 (△)	△1,116,869
金融収益	43,189
金融費用	△96,392
税引前損失 (△)	△1,170,072
法人所得税費用	△8,446
当期損失 (△)	△1,178,518
当期損失 (△) の帰属 親会社の所有者	△1,178,518

連結持分変動計算書

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素		資本合計
				在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	
2021年1月1日残高	0	16,248,390	△8,315,781	△264,441	—	7,668,168
当期損失 (△)	—	—	△1,178,518	—	—	△1,178,518
その他の包括利益	—	—	—	1,399,380	24,140	1,423,520
当期包括利益合計	—	—	△1,178,518	1,399,380	24,140	245,002
新株の発行	7,520,629	7,309,932	—	—	—	14,830,561
株式報酬取引	—	80,727	—	—	—	80,727
新株予約権の行使	5,615	5,615	—	—	—	11,230
所有者との取引額等合計	7,526,244	7,396,274	—	—	—	14,922,518
2021年12月31日残高	7,526,244	23,644,664	△9,494,299	1,134,939	24,140	22,835,688

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

Appier Pte. Ltd.

Appier, Inc.

Appier Japan株式会社

3. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

a. 分類

当社グループは、金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産と償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、金融資産を管理するための当社グループのビジネスモデル及びキャッシュ・フローの契約条件により行われております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキ

キャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、利得及び損失は、純損益またはその他の包括利益に計上されます。売買目的ではない資本性金融商品に対する投資については、当社グループが当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で会計処理する方針を選択したかにより決定されます。

当社グループは、負債性金融商品に対する管理方針が変更された場合にのみ、負債性金融商品の再分類を行います。

b. 当初認識及び認識の中止

通常の方法による金融資産の購入及び売却は、当社グループが契約の当事者となった取引日に認識しております。

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は金融資産を譲渡し、当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。

c. 事後測定

負債性金融商品

負債性金融商品の事後測定は、当社グループの資産運用に関するビジネス・モデル及び当該資産のキャッシュ・フローの特性に基づき行われます。当社グループは負債性金融商品を償却原価で測定する金融資産に分類しております。契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有され、そのキャッシュ・フローが元本と利息の支払のみである資産は、償却原価で測定しております。これらの金融資産から生じる受取利息は実効金利法を用いて金融収益に計上されております。認識の中止により発生した利得または損失は損益に直接認識され、その他の収益またはその他の費用として表示されます。減損損失は損益計算書上、独立した項目として表示されます。

資本性金融商品

当社グループは、すべての資本性金融商品を公正価値で測定しております。当社グループの経営陣が資本性金融商品の公正価値測定から生じる損益をその他の包括利益として表示することを選択した場合、投資の認識中止後に公正価値測定から生じる損益を純損益に再分類することはありません。当該資本性金融商品から生じた配当金は、当社グループが支払いを受ける権利が確定した時点で純損益に計上されます。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の減損損失及び減損損失の戻しは、その他の公正価値の変動と分けて計上されません。

d. 減損

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失について、損失評価引当金を計上しております。損失評価引当金の認識にあたっては、報告期間の末日ごとに償却原価で測定する金融資産又は金融資産グループに当初認識時点からの信用リスクの著しい増加があるかどうかを検討し予想信用損失を認識しております。期末時点で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していない場合には、期末日後12ヶ月以内の生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）を認識しております。

一方、期末時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）を認識しております。

営業債権及び契約資産について、当社グループはその当初認識時から全期間の予想信用損失に等しい金額で認識する、IFRS第9号「金融商品」が認める単純化したアプローチを適用しております。

② 金融負債

a. 当初認識及び分類

当社グループは、金融負債について、その当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融負債又は償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者になった時点で当該金融商品を認識しております。

償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

b. 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び

損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後、公正価値の変動額を純損益として認識しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、条件付取得対価が該当します。

c. 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となったときに、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び負債の相殺表示

金融資産及び金融負債は、当社グループがそれらの残高を相殺する法的に強制可能な権利を有し、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(2) 有形固定資産及びのれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれております。交換部品等その他のすべての修繕は、発生した連結会計年度中に純損益に計上しております。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。土地は減価償却をしておりません。

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。資産の耐用年数及び残存価額に対する予想が以前の見積りと異なる、又は資産に含まれる将来の経済的便益の消費のパターンが著しく変化した場合、その変動はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（以下、「IAS第8号」という。）の下での見積りの変更として会計処理することとなります。

有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 2～10年
- ・その他の有形固定資産 2～18年

② のれん及び無形資産

その他の無形資産

自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用のみとなります。

無形資産の償却については、無形資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。

償却方法及び耐用年数は、連結会計年度末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。無形資産の耐用年数に対する予想が以前の見積りと異なる、又は無形資産に含まれる将来の経済的便益の消費のパターンが著しく変化した場合、その変動はIAS第8号の下での見積りの変更として会計処理することとなります。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア開発資産 5年
- ・その他の無形資産 3～5年

研究開発費

研究関連支出は、発生時に費用認識しております。開発関連支出は、信頼性をもって測定することができ、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみIAS第38号「無形資産」の資産の認識基準に従って資産計上しております。なお、研究関連支出と開発関連支出が明確に区分できない場合には、研究関連支出として発生時に費用認識しております。

(3) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を連結会計年度末日ごと及び減損の兆候を識別した時に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

減損損失については、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

過去に認識した資産の減損損失については、四半期ごとに減損損失の戻し入れを示す兆候の有無を判断しております。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合には、減損損失を戻し入れております。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。なお、のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。

(4) リース

当社グループは、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該取引をリースと判断しております。リースは、使用権資産が当社グループによって使用可能となった日に、使用権資産及び対応するリース負債として認識されております。短期リースについては、リース料はリース期間にわたり定額法で費用として認識されております。

リース負債は、リース期間開始日現在の残存リース料の正味現在価値をリース計算利率を用いて、又は当該利率が容易に算定できない場合には当社グループの追加借入利率を用いて割り引いて算定しております。

リース料は以下のもので構成されております。

- a. 固定リース料から、未収リース料を控除した金額
- b. 経済指数又は金利に応じて変動するリース料
- c. 残価保証に基づき借手が支払う予定の金額
- d. 購入オプションの行使が確実と判断された場合の当該オプションの行使価格
- e. 借手がリース期間中に購入オプションを行使しない場合のリース終了に伴う違約金の支払額

当社グループでは、リース料の支払は負債の返済分と金融費用に配分しています。金融費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利率となるように、リース期間にわたり純損益において費用処理しています。リース契約の変更に起因しないリース期間又はリース料の変動があった場合、リース負債は再測定され、再測定額は使用権資産の調整として認識されております。

開始日現在、使用権資産は以下のものを含む原価で表示されております。

- a. リース負債の当初認識額
- b. リース期間開始又は開始前に生じたリース料
- c. 借手が負担した初期直接費用
- d. 原状回復費用

なお当社グループは、IFRS第16号「リース」が認めている実務上の簡便法として、原資産のクラスごとに、非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、各リース構成部分及び関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択しております。

使用権資産は、毎期原価モデルに基づき測定され、リース期間開始日から資産の耐用年数の終了又はリース期間の終了までのいずれか短い期間にわたり減価償却されております。リース負債が再測定された場合、再測定額は使用権資産の調整として認識されております。

(5) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが合理的に見積り可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に固有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。将来生じる事象を起因とした営業損失に対する引当金は認識しておりません。

当社グループの引当金には、資産除去債務が含まれております。当該引当金は、賃借建物に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して資産除去費用を見積り、資産除去債務として認識しております。

(6) 従業員給付

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

有給休暇費用については、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに負債及び費用として認識しております。

年金 - 確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度は、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に拠出し、たとえば基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出金は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。前払の拠出金が、報告日末前の勤務に対する掛金を超過する場合には当該前払が現金の返還又は将来の支払の減少となる範囲で資産として認識されております。

(7) 収益認識

当社グループでは顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは主にAIプラットフォームを用いたソリューションを提供しております。具体的には、AIの技術を活用して生涯価値の高いユーザーの獲得を可能にするソリューションを提供するデジタルマーケティングサービス、ユーザーエンゲージメント、ユーザーターゲットング又はデータサイエンスを行うプラットフォームを基礎としたオンラインサービスの提供を行っております。デジタルマーケティングサービスについては、インターネットユーザーが当社の提供するキャンペーンに対し一定の反応をするにつれて履行義務が充足されるため、その量に基づき契約期間にわたって収益を認識しております。売上原価には、収益を生み出すことに直接関連するコストのみが含まれており、主な内容はサー

ビス提供に伴い外部に支払う費用であります。プラットフォームを基礎としたオンラインサービスの提供については、履行義務が継続して充足されるため、当該オンラインサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。なお、デジタルマーケティングサービスについては、顧客への請求時点まで契約資産として認識し、顧客への請求時に営業債権として認識しております。

当社グループが提供するサービスの履行義務の充足期間は、主に1年以内の契約であり、重大な金融要素は含まれておりません。顧客より契約条件に基づいて前払を受けた場合には、契約負債として認識しております。

(8) 外貨換算

当社グループの連結計算書類を構成する各連結対象会社の財務諸表は、事業を営む主要経済環境の通貨（以下、「機能通貨」という。）を用いて測定されております。連結計算書類は、当社グループの表示通貨である日本円で表示されております。

外貨建取引と残高

- ① 外貨建取引は、取引日における為替レート又は公正価値評価測定時における為替レートを用いて機能通貨に換算しております。換算又は決済により生じる為替差損益は、発生した期間に純損益として認識しております。
- ② 期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。期末日の再換算により生じる換算差額は純損益として認識しております。
- ③ 外貨換算による利得及び損失は連結損益計算書の「金融収益」又は「金融費用」に計上されております。

在外営業活動体の換算

当社グループにおいて表示通貨と異なる機能通貨を有する会社の財政状態及び経営成績は以下のとおり表示通貨に換算されております。

- ① 財政状態計算書の資産及び負債は期末日の為替レートを用いて換算されております。
- ② 損益計算書の収益及び費用は当該期間の平均為替レートを用いて換算されております。
- ③ その結果生じる換算差額は、その他の包括利益に認識され、累計額はその他の資本の構成要素に含めております。

在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配、重要な影響力又は共同支配の喪失を伴う

持分の一部処分といった事実が発生した場合、当該換算差額を、処分損益の一部として純損益に振替えております。

在外営業活動体の買収により生じるのれん及び公正価値の調整は、期末日の為替レートで換算されております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間及び将来の会計期間において認識しております。

会計方針の適用に際して行う判断のうち、連結計算書類上で認識する金額に重要な影響を与える事項は以下のとおりであります。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、一時差異を利用できるだけの将来の課税所得が生じる可能性が高い範囲内においてのみ認識しております。繰延税金資産の回収可能性の評価には、将来の予想売上収益成長率及び利益率、利用可能な税額控除、税務計画等の予想を含む、重要な会計上の判断及び経営者の見積りが含まれます。また、法律及び規制の新設、改訂等により、繰延税金資産が大幅に調整される可能性があります。繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。当連結会計年度末時点で繰延税金資産は180,548千円計上されております。

(2) のれん及び無形資産の評価 (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (2)有形固定資産及びのれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法)

当連結会計年度末時点でのれん及び無形資産は2,977,175千円計上されております。

(3) 非金融資産の減損 (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (3)非金融資産の減損)

当連結会計年度末時点で非金融資産は6,265,879千円計上されております。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社グループは、通常2年から12年間のリース契約を締結し種々の建物等の資産をリースしております。リースの条件は個々に交渉し、様々な取決めが盛り込まれております。

リース期間を決定するにあたり、当社グループは延長オプションの行使に関する経済的インセンティブを生み出すすべての事象と状況を考慮しております。リース期間の評価に重要な影響を与える事象が発生した場合、リース期間の再評価を行います。

当連結会計年度において、一部オフィスの拡張工事が完了したことに伴い延長オプションの行使について評価を行った結果、リース期間の見積りの変更を行いました。これにより使用権資産及びリース負債の再測定を行い、帳簿残高を修正しております。当該見積りの変更により、使用権資産が997,103千円、リース負債が997,103千円増加しました。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	1,669,197 千円
------	--------------

(2) 担保に係る債務

借入金	1,496,881 千円
-----	--------------

2. 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権	67,605 千円
------	-----------

3. 有形固定資産に係る減価償却累計額 359,830 千円

4. 保証債務等

該当事項はありません。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	1	101,164,657	△1	101,164,657

2. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第1回新株予約権	普通株式	1,865,983株
第2回新株予約権	普通株式	35,810株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、株主への利益を最大化し資本コストを削減するための最適な資本構成を維持するために、資本を管理しております。

当社グループは、最適な資本構成を維持し対応することを目的として、株主に支払う配当金の調整や、株主への資本還元、新株の発行、負債軽減のための資産売却を実施する可能性があります。

(2) リスク管理に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、市場リスク(為替リスク、金利リスク、価格リスク)、信用リスク、流動性リスクといった様々な財務リスクにさらされております。当社グループの全体的なリスク管理プログラムは、金融市場の予測不可能性に焦点を当て、当社グループの財政状態及び財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限に抑えるよう努めております。

財務上のリスク管理は、取締役会にて承認された方針のもとに実施されております。

① 市場リスク

a. 為替変動リスク

当社グループは国際的に事業展開しているため、様々な通貨による取引から生じる為替リスクにさらされております。為替レートの変動リスクは、将来的な営業取引及び評価性資産や負債から生じます。

当社グループの事業は、グループ各社の機能通貨(当社の機能通貨は日本円、当社子会社の機能通貨は主に日本円、米国ドル、台湾ドル)での運営を行っております。そのため、グループ各社の機能通貨と異なる通貨により保有される金融資産及び金融負債については、為替レートの変動による影響を受けます。

b. 価格リスク

当社グループの保有する資本性金融商品はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産であり、価格変動リスクにさらされております。当社グループでは、設定した限度額に基づくポートフォリオの分散により、当該資本性金融商品の価格変動リスクを管理しております。

c. キャッシュ・フローと金利リスク

当社グループの利益及び営業活動によるキャッシュ・フローは実質的に市場金利の変化から独立しており、銀行預金を除き利息の影響を受ける重要な資産は有しておりません。金利リスクの対象となる当社グループのエクスポージャーは借入金も含まれておりますが、借入金は固定金利であることから、当社グループは利息によるキャッシュ・フローに対するリスクはありません。

② 信用リスク

信用リスクとは、保有する金融商品の相手方もしくは顧客による債務不履行から生じ、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。主な要因は、相手方が合意された条件に基づく営業債権を全額返済できないことによるものであります。

当社グループの債権は大部分が、世界的に有名かつ、優れた信用実績を有する会社であります。最近では重大な不良債権を抱えておらず、当社グループは不良債権に対する引当金の妥当性を常に評価しております。信用評価を行った結果、特に重大な信用リスクはありません。

いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。また、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。

当社グループは信用リスクを分散するためすべて信用力の高い様々な金融商品による取引を実施しており、取引の相手方の債務不履行の可能性は低いものと考えております。

③ 流動性リスク

流動性リスクの管理は十分な現金及び現金同等物を維持し、十分な金額の信用及びマーケットポジションを確保することを通して資金を確保することを指しております。当社グループの目的は十分かつ柔軟な資金調達を可能とする十分な与信枠を維持することにあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2021年12月31日における連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

	連結財政状態計算書計上額 (千円)	公正価値 (千円)
現金及び現金同等物	6,560,906	6,560,906
定期預金	14,939,084	14,939,084
営業債権	1,921,124	1,921,124
その他の債権	69,733	69,733
その他の金融資産	379,146	379,146
借入金	2,096,881	2,096,881
営業債務	1,477,760	1,477,760
その他の債務	1,489,481	1,489,481

(1) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり決定しています。なお、償却原価で測定する金融資産及び金融負債のうち、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっていない金融商品はありませぬ。

(2) 償却原価で測定する金融資産及び金融負債

金融資産(現金及び現金同等物、営業債権、定期預金、その他の債権及びその他の金融資産の一部)と金融負債(営業債務、借入金及びその他の債務の一部)については短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。また、その他の金融資産に含まれる差入保証金については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しており、これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似しております。

(3) 公正価値で測定する金融資産

外国企業が発行する株式に関連したその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(その他の金融資産)は、類似会社比較法を用いて公正価値を測定しております。この公正価値の測定にあたって、株価売上倍率及び非流動性ディスカウント等の観察可能でないインプットを利用しております。

(4) 公正価値で測定する金融負債

企業結合に伴う条件付取得対価(その他の債務)は、主に割引キャッシュ・フロー法を用いて公正価値を測定しております。この公正価値の測定にあたって、従業員による一定の業績向上、統合プロセスの完了により発生する将来のキャッシュ・アウト・フロー金額、及び財務実績等の観察可能でないインプットを利用しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 225.73円
2. 基本的1株当たり損失 △11.97円
3. 希薄化後基本的1株当たり当期損失 △11.97円

(注) 2021年1月29日付で、当社の唯一の株主であったAppier Holdings, Inc.に対し普通株式90,761,489株の株式無償割当を行いました。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定して1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期損失及び希薄化後基本的1株当たり当期損失を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,375,189	流動負債	798,870
現金及び預金	867,469	短期借入金	600,000
短期貸付金	400,000	未払金	12,936
未収入金	50,958	未払費用	22,676
未収収益	1,182	未払法人税等	163,257
前払費用	9,223	その他	1
その他	46,357	負債の部合計	798,870
固定資産	29,593,668	(純資産の部)	
投資その他の資産	29,593,668	株主資本	30,247,514
関係会社株式	29,593,668	資本金	7,526,244
繰延資産	158,253	資本剰余金	23,350,781
株式交付費	158,253	資本準備金	7,526,244
		その他資本剰余金	15,824,536
		利益剰余金	△629,511
		その他利益剰余金	△629,511
		繰越利益剰余金	△629,511
		新株予約権	80,727
		純資産の部合計	30,328,241
資産の部合計	31,127,111	負債・純資産の部合計	31,127,111

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。以下同様)

損益計算書

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	50,958
売上原価	48,532
売上総利益	2,427
販売費及び一般管理費	483,335
営業損失 (△)	△480,908
営業外収益	4,286
営業外費用	59,374
経常損失 (△)	△535,996
税引前当期純損失 (△)	△535,996
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失 (△)	△537,206

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2021年1月1日残高	0	—	15,824,536	15,824,536	△92,305
事業年度中の変動額					
新株の発行	7,520,630	7,520,630	—	7,520,630	—
新株の発行 (新株予約権の行使)	5,615	5,615	—	5,615	—
当期純損失 (△)	—	—	—	—	△537,206
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	7,526,244	7,526,244	—	7,526,244	△537,206
2021年12月31日残高	7,526,244	7,526,244	15,824,536	23,350,781	△629,511

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
2021年1月1日残高	15,732,232	—	15,732,232
事業年度中の変動額			
新株の発行	15,041,259	—	15,041,259
新株の発行 (新株予約権の行使)	11,229	—	11,229
当期純損失 (△)	△537,206	—	△537,206
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	80,727	80,727
事業年度中の変動額合計	14,515,283	80,727	14,596,009
2021年12月31日残高	30,247,514	80,727	30,328,241

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法
2. 繰延資産の処理方法
株式交付費は3年間で定額法により償却しております。
3. 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期貸付金	400,000千円
未収入金	50,958千円
未払金	11,675千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	50,958千円
売上原価	28,514千円
営業取引以外の取引による取引高	4,245千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Appier Pte. Ltd.	直接 100%	役員の兼任 債務被保証	銀行借入に対する 債務被保証 (注3) 経営管理料の受取 (注4)	600,000 50,958	— 未収入金	— 50,958
子会社	Appier Japan 株式会社	間接 100%	役員の兼任 資金の援助 出向者の受入 債務被保証	出向者給与等の支払 (注5) 資金の返済 利息の受取 銀行借入に対する 債務被保証 (注3)	18,186 145,000 4,245 600,000	未払金 短期貸付金 未収収益 —	7,282 400,000 1,182 —
子会社	Appier, Inc.	間接 100%	役員の兼任 出向者の受入 債務被保証	出向者給与等の支払 (注5) 銀行借入に対する 債務被保証 (注3)	10,328 300,000	未払金 —	4,393 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を基に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注3) 金融機関からの借入に対して債務保証を受けております。保証料の支払は行っておりません。

(注4) 経営管理料については、契約書に定められた一定の料率に基づき決定しております。

(注5) 出向者給与等の支払については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 299.79円 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △5.46円 |

(注) 2021年1月29日付で、当社の唯一の株主であったAppier Holdings, Inc.に対し普通株式90,761,489株の株式無償割当を行いました。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

Appier Group株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴戸 賢市

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Appier Group株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、Appier Group株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

Appier Group株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義 央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 穴 戸 賢 市
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Appier Group株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

Appier Group株式会社 監査等委員会
監査等委員 委員長 簡 立峰 (Lee-Feng Chien)
監査等委員 アビーク・アナンド (Abheek Anand)
監査等委員 卓 璟衡 (Jean Thoh Jing Heng)
監査等委員 本村 天
監査等委員 尾下 大介

(注) 監査等委員 簡 立峰、アビーク・アナンド、卓 璟衡、本村 天、及び尾下 大介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。